

相対交渉取引等における取引時間の延長について

平成 17 年 7 月 27 日
株式会社名古屋証券取引所

項 目	内 容	備 考
I. 趣 旨	<ul style="list-style-type: none">当取引所は、市場参加者の多様なニーズに応え、より一層使い勝手の良い市場を提供するため、通常のオークション取引の売買システムとは別に、N-NETシステムを利用した「相対交渉取引」及び「終値取引」を行っている。現在、当該取引の午前立会前の取引時間は、他市場における立会開始時間を考慮し、午前8時20分から午前8時50分までとしているが、この終了時間を午前9時まで延長することとし、一層の利便性を高めることとする。	<ul style="list-style-type: none">具体的には、(株)大阪証券取引所の市場における「特例銘柄」の立会開始時間が午前8時50分であったが、この「特例銘柄制度」の廃止により、同市場の上場株券の立会開始時間が午前9時に統一されることとなった。
II. 概 要	<ul style="list-style-type: none">午前立会前に行われる「相対交渉取引」及び「終値取引」の取引時間を、午前8時20分から午前9時までとする。その他所要の改正を行う。	
III. 実施時期	<ul style="list-style-type: none">平成17年10月初旬を目途とする。	

以 上